

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十二月二十二日

広島県人事委員会

委員長 高 升 五十雄

広島県人事委員会規則第二十六号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条の三中「第五条の三」を「第五条の三第一項」に改める。

附 則

この人事委員会規則は、公布の日から施行する。